

ディダケー又は十二使徒の教訓

(ΔΙΔΑΧΗ ΤΩΝ ΔΩΔΕΚΑ ΑΠΟΣΤΟΛΩΝ)

淺地昇

解説

一、歴史

茲に紹介せんとするディダケーは初代基督教文献中最興味あるものゝ一である。本書は初代教父等に依て聖書若くは準聖書の價値ある物として尊重せられ第九世紀に至るまでは纔かに學者の記憶に残つて居たが、其後全く散佚して忘れられ到底回復の見込なきものと思はれて居た。然るに一八七五年當時コンスタンチノープルの希臘高等學院長であり後にニコメディアの大監督となつたフィロセオス・ブライエニオス (Philoteos Bryennios) が同市のエルサレム聖廟と名附る修道院の圖書館中に可なり多量の古文書の集積を發見した。之等古文書は一巻に纏められ同一人の書寫に成るものである。署名は「罪人なる書記レオン」とありギリシア暦の六五六四年即ち西暦一〇五六年の日附がある。フォリオ版一二〇枚の内容は大體左の通りである。

ディダケー又は十二使徒の教訓

- 一、聖クリソストムによる新舊約書一覽(一—三二)
- 二、バルナバ書簡(三三一—五一b)
- 三、コリント人に贈れるクレメンスの二書簡(五一b—七六^a)
- 四、十二使徒の教訓(七六^a—八〇)
- 五、イグナシウスに贈れるカソボリのマリアの書簡(八一一八二^a)
- 六、イグナシウスの十二書簡(八二^a—一一〇^a)
- 七、置名、日附等

右の發見中幾つかゝ刊行されたが一八八三年の終に於てブライエニオス自身コンスタンチノーブルにてデイダケーの本文に序言と註とを附して發行した。これがデイダケー原文の回復として歐米の學者間に如何に大なるセンセーションを起したかは翌一八八四年の終までの間にデイダケーに關する各國語の翻譯論說等が約五十種以上も出た事に依ても想像することが出来る。

デイダケーといふ名稱は恐らく使徒行傳二ノ四にある「彼等は使徒の教を受け」云々より出たものであらうが本書の正確な名稱は「十二使徒の教訓」又は「十二使徒によりて異邦人への主の教訓」といふので此處でいふ異邦人とは異教から基督教に改宗した人

の意味なる事は宛もヒブル書がユダヤ教から基督教に改宗した人の爲に書かれたと同一である。即ち志道者の爲に書れたものでなく既に信者たる者が如何にして福音の原理に従つて行動すべきかの心得を示したものである。大體使徒時代の教訓禮拜訓練に關する教會の範則とも稱すべきもので當時の教師と教會員によませる爲に書かれた極めて實際的な簡素にして一般的な教訓書である。長さは丁度ガラテア書位のもので内容は分れて次の様になる。

第一部（一一六章） 信者の全義務

第二部

（イ）（七八十四章） 禮拜指針

（ロ）（十一—十三、十五章） 役員に關する規定

（ハ）（十六章） 終末觀

用語は新約から教會希臘語に移る過渡期の希臘語で七十人譯の詩部、舊約外典の熟語に類似し、ヘルマス牧羊者あたりの希語に優り、文體簡潔單純平俗にしてやゝ音律的式文的である。全篇二一九〇語より成り五五二の新語を有し中五〇四は新約書中に他は七十人譯、バルナバ書簡其他の中に發見される。マタイ傳の引用が最多いが就中五一七及

二四章が最も多く用ゐられて居る。併し著者にはルカ傳の知識も可なりある様に見え、又或思想言語はヨハネ傳と呼應しバウロ書簡の全體にも通じて居たと思はれるが其他の部分の新約書は知つて居たかどうか疑問である。

三、^{他文}_{文献との關係}

本書と最も多く呼應對照して居る初代基督教文獻に三種あつて何れも一二五年以後第四世紀に屬する物である。

第一は「使徒期教會令」(Apostolical Church Order)と稱する第四世紀文獻であるが、此文書の第一部に於て使徒達の口を通じて戯曲的にディダケーの最初の六章が物語られて居る。而して第二部はバルナバ書簡であり第三、四部は他の二三世紀文獻から出來て居る全くの編輯物である。

第二「使徒憲法」(Apostolical Constitutions)は同じく第四世紀文獻で、教職の爲に作られた初心者教訓法公拜戒規等を八卷に分けて説明してある。最初の六卷は通例カトリック・ディダスカリ亞 (Catholic Didascalia) と呼ばれ信徒並に教職に對する倫理的論文である。第七卷特に最初の三十二章に於てディダケーが殆んど逐語的に繰返されて居るが可なりの省略と加減が行はれて居る。省略された部分はディダケー時代には有用なし教訓も第四世紀には最早や適應しなくなつた部分であらう。とにかく此書に依てディ

ダケーは廢棄されて消失したものである。

第三にバルナバ書簡 (The Epistle of Barnabas) の第十八章から二十章までは明にデイダケーを借用したもので此書の年代と共にデイダケーの年代も定まるわけである。然るにバルナバ書簡の年代に就ては學者間何等定説なく通例同書六章にある十列王をロマ皇帝として計算する事に依て第一世紀中の作なりとし或は同書十六章にある殿堂再建の記事に照して一二二一年頃の作と考へらるれど之とて決して決定的の證據とはならない、結局不明である、従つてデイダケーの年代も不明といふ事になるがバルナバとデイダケーと何れが早きかといふ點では學者間に相當異説がある、例へばハーナツクの如きはバルナバを以て古きものとし種々の證據を擧げて居る。

(イ) バルナバのデイダケーと一致する部分に於ては前者の言語は混沌晦澁なるに比し後者のそれは明晰判然である。後に出來たもの程言表し方が訂正されて明瞭になる。

(ロ) デイダケーの或部分に於てはバルナバの共通部よりも更に添加がある、添加は後の證據である。

(ハ) バルナバでは最後の時が既に來たと言つて居るが(四ノ三、九) デイダケーでは來

だとは言つて居らぬ。實際來なかつたかひもう語はぬのである。故にディダケーは後に出來たものである等 (Schaff-Herzog, Didache by Harnack)

併し之等の證據も決して究極的なものでなく却つて逆にも考へられる。現に英米の學者は大方ディダケーを以て早々作なりとの意見に一致して居る。又或者は兩者共更に古文書 (Duce Vice) を元にして別々に作つたものであるとも考へる。

四、確實性

何れにしてもディダケーが純粹に獨立して存在して居た古文書であつて古今の偽作でない事は内外の證跡に照して明である。アレキサンドリアのクレメンスは本書を聖書として引用し (Stromata i: 20; iii: 5) オリギネスも本書三ノ十を引用して之を神よりの聖書と呼び (De Princip. iii: 2, 7) ヨーゼッヒウスも彼の名著教會史中に新約偽書の一として十二使徒の教訓を擧げて居る (His. eccl. III, XXV)。アタナシウスも本書を新約外典中に數えて居り (Epistola festalis, XXXIX) 初心者に有用な書であると言ひルフイヌスの「[...] の途又はペテロの審判」なる名を以て本書を呼んで居る (Comment. in Symb. Apost., XXXVI-XXXVIII)。本書を最後に擧げて居るのはコンスタンチノープルの大祭司ニセフオーラ (八二八死) で彼は之を新約アポクリファ中に數へ二〇〇行より成る

たものである。此外に十世紀譯の拉丁文のディダケーの一部が現存するがブライエニオスの原文と大分相異する所から推してギリシア原文にも數種あつた事を想像するに難くない。彼の原文も果して本来のディダケーを表すものかは疑はしいが比較的信據するに値するものであらう。以下の翻譯は此原文によつたものである。

本書が何時頃書かれたものかに關しては全く定説なく歐洲學者は一般に二世紀後半說に傾き英米學者は一世紀後半說に傾く。大體一世紀後半から二世紀の最初の二五年間位の作と見てよいであらう。

殆んど子供らしき思はるゝ程の簡古素朴性は使徒後期と當時の基督教の特色を指示する。本書に在りては基督教の中心思想も異端も未だ共に發達し居らぬ。當時の宗教は理論でなく實行であつた。使徒等の深き思想は未だ消化されず信徒は唯如何にして野卑下劣な罪から免れ出んかと倫理的に努力して居るのみである。

又本書の教會政治はイグナシウス書簡よりも不完全狀態にあり異常な巡回教師（十一の豫言者と使徒）の存在を示して居る。これから見ても第二世紀の初半より後ならず、多分最初の十五年間を暗示する。

併し又一方本書が使徒生存中に書かれたとは思はれぬ。書中エルサレム陥落事件（七

〇年) は一言もない。著者がユダヤ人の基督者であつたとすれば此件に言及しないのは少くとも事件後一二代を経た事を物語る。又本書がクレメンス書簡の後イグナシウス書簡の前に発見された事も何か其時日に關係がありそうに思はれる。之に就てハルナツクは大體次の様に考へて居る。

クレメンスが聖書として知つて居るからには彼の出生前即ち一六五年前に存在したに相異ない。仍てかりにデイダケーの年代を七〇一一六〇年と假定してさて内容から見て既に基督教が幾代かを経た傾向あるかを見るに

一、使徒と豫言者とは最早や初代の近づき難い高地位を有せず故に最强き保存的方法が命ぜられて彼等に對する尊敬が強要されて居る。「古への豫言者」は過去に屬する者として不信用になつて居る。而も「古へ」とは舊約時代をさすに非ず古き基督教豫言者の義である。

二、第一章に於ける福音的要件の多少の縮少、第六章に於ける高等下等の基督教道德の區別は後の時代を示唆す。

三、初穂定禱斷食等は異邦人の基督教國にては比較的後に起りしもの。

四、監督長老が豫言者や教師の代りになつて會衆に奉仕する故賤しむなどあるは初世

紀には適用し難い。

五、洗禮前の斷食命令、撒禮の規定等は後期を指示す。

六、マタイ、ルカ傳を可なり新しき形に於て採用して居る。

之等の點から見て本書は一二〇年前のものとは思はず多分一二〇—一六〇年の間の初期に屬するもの即ちハドリアヌス帝の時代に書かれたものを見るが適當であらうといふ。

之に對して恩師ニューボルト博士の如きは極端に早き年代を主張せられた。其要領は第一内證から見て(イ)二つの途(ロ)聖餐の祈禱(ハ)教職扶養規定(ニ)完全の勸めとしての律法の遵守等は尙未だユダヤ教會政治が死滅して居ない時代(七〇年前)にバレスチナで書かれたものなる事を示し、又第十六章にエルサレム陥落の記事がない事は却つてディダケーの早い時代に書かれた證據ともなる。何となれば七〇年前のバウロ書簡其他にも再臨を知つて陥落を知らない物が多くある。現にディダケー十六章の終末觀はテサロニケ後書のそれと同一であるから紀元五一、二年頃の見方と考へて差支ない。要するに凡ての證蹟から見て本書は七〇年前の作であると結論せられた。其當否は姑く措きとにかく此事柄に對しては學者間に何等意見の一致がないといふ事を注意すれば足りるであらう。

年代が不明なる如く書れた場所も不明であつて大體シリア説とアレキサンドリア説があり「使徒憲法」との文學的關係は前説を助けバルナバ書簡との連絡は後説を支持する。何れにしても著者はマタイ派ヤコブ派のユダヤ基督教徒であり書振りはユダヤ的である。原語はアラメイツク語でそれからギリシア譯更にラテン譯が出來たものであらう。爾餘は凡て不明である。

デイダケー又は十二使徒の教訓

十二使徒によれる主の異邦人への教訓

第一章

二つの途
一、世には二つの途あり、一つは生命の途、一つは死の途、而してこれら二つの途の間に大なる差別^{けあわ}あり。

生命の途
マタイ、二二ノ三
ママルコ、二二ノ三
ママコ、二二ノ三
ノ利、一三ノ三
ノ一八

二、生命の途はこれなり「先づ汝の創主なる神を愛すべし、次におのれの如く汝の隣を愛すべし、而して凡ておのれに爲られん事を欲ざることは汝人にもなす勿れ」

三、さてこれらの言の教訓は次の如し「汝を呪ふ者を祝し、汝の仇の爲に祈り、汝を責る者の爲に斷食せよ。そは己を愛する者を愛したればとて汝に何の褒むべき事あらん

布符
マタイ、
七ノ一、二
ノルカ、六
マタイ、
五ノ四、四
四、六、四
ノルカ、六
三、二、六

三、三、二、
ベテロ前
二ノ一、二
ノテス二
一二、二
ノマタイ、
五ノ三、九
マタイ、
五ノ四、〇
マタイ、
五ノ四、六
ノルカ、〇
施物
マタイ、
五ノ二、六

や。異邦人たりともしかせざらんや」されど汝に取りては「汝を惡む者を愛せよ」さらば汝に仇なかるべし。四、「肉の慾を避け」世の慾をしてよ。「人もし汝の右の頬を打たば左をも向けよ」かくて汝完かるべし。「人もし汝に一里共に行かん事を強むなば共に二里行け。人もし汝の上衣を取らば下衣をも與へよ。人もし汝より汝に屬けるものを奪ふとも拒む勿れ—汝拒み得ともしかすな。五、凡て求むる者に與へて拒むな、そは我等の受けたる賜物より凡ての人々に與ふるは父の御意なればなり。御旨に従ひて與ふる者は福なり、そは己に罪なればなり。されど受る者は禍なるかな、そは人もし乏しきに迫られて受けなば罪なかるべきも、これなくして受る者は何の故何の爲に取りたるかについて審判せらるべく、而して獄ひきやにありて己が行爲につきてしらべられ、終りの一錢を拂ふまでそこより出づることなかるべし。六、されど之につきては「汝與ふる人の誰なるかを知るまでは己の施物を手の中に汗ばましむべし」とも言はれたり。

註

(一)「そは實に汝能はざればなり」この異譯もあり、何れにしてもクリスチヤンなるが故に拒むべきに非ずとの意

(二)無分別なる慈善を戒めたる語

第二章

部教訓第二

一、されど教訓の第二戒はこれなり、二、「汝殺人すべからず、汝姦淫すべからず」汝

テイダケ又は十二使徒の教訓

(一七三) 第二號

二七

八
一
九
ノ
一
マ
タ
イ、
五
ノ
三
三
一
マ
タ
イ、
八
一
九
ノ
一

男色すべからず、汝淫行すべからず、汝盜むべからず、汝魔術を用ふべからず、汝媚薬を用ふべからず、汝早産を計る可らず、汝殺嬰を行ふ可らず「汝隣人の財を貪る可らず」三、汝偽誓すべからず「汝偽りの證を立つ可らず」汝惡しきを語る可らず、汝恨みを懷く可らず。四、汝一心ある可らず、兩舌す可らず、兩舌は死の暑をかくればなり。五、汝の言語は虛偽にして空しかる可らず、却つて行にて全ふせらるべし。六、汝貪慾なる可らず、放縱なる可らず、偽善者なる可らず、惡意を抱き又は高慢なる可らず、汝隣に對し如何なる悪計をもなす可らず。七、汝何人をも憎む可らず、されど或人を責るはよし、又或人の爲に祈り、又或人をば己の命にも増して愛すべし。

第三章

告
者
更
に
の
忠
心

一、我子よ、凡て惡人又は其徒輩より遠かれ。二、傲る勿れ、傲りは人を殺すに到ればなり。嫉む勿れ争を好む勿れ、はやる勿れ、凡て之等より殺人は生れ出づべければなり。三、我子よ、肉慾を好む勿れ、肉慾は淫行に到ればなり、又猥なる語を語る者たる勿れ、又は女を注視する者たる勿れ、そは凡て之等より姦淫は生れ出づ可ればなり。四、我子よ、兆を重んずな、兆は偶像を拜むに到らしむればなり、禁厭者たる勿れ、星占者たる勿れ、魔術師たる勿れ、又は之等の事柄を見ん事を希ふ勿れ、そは凡て之等よ

り偶像を拜む事生れ出づ可ればなり。五、我子よ、いふはりびご偽人マタニたる勿れ、偽りは盜に導けばな
り。或は金錢かねを愛する者又は空しき譽れを求むる者たる勿れ、凡て之等の事より盜は生
れいづ可ればなり。六、我子よ、咳く者たる勿れ、咳は冒瀆けがしに導けばなり、又は頑なる
勿れ又は惡を思ふ者たる勿れ、そは凡て之等より冒瀆は生れいづ可ればなり。七、却つ
て「柔和なれ、柔和なる者は地を嗣ぐ可ればなり」八、汝寛容柔和にして詭計なき者た
れ、又平靜にして善良に、恒に汝の聽きたる言を畏るゝ者たれ。九、汝己を高うす可ら
ず、又己が魂を胆太く放縱ならしむる勿れ。汝の魂は高ぶる者と添ふべからず、却つて
汝義しく卑き人と共に歩むべし。十、汝に起り来る不慮の災害を善として受納れ、神な
くして何事も起ることなきを覚えよ。

第四章

初心者
の
教會に對
する義務

一、我子よ、汝夜晝汝に神の言を語る者を、記えて彼を主として崇むべし、そは主の御姿の説かるゝ所に主在すべければなり。二、かつ汝聖徒の言の中に安息を見出んが爲日毎に彼等の前に在らん事を求めよ。三、汝徒黨を望む可らず即つて争ふ者を知解すべし。汝正しき審判をなすへし、汝罪過を責る折何人も偏り見る勿れ。四、汝咎なるか否かにつきて二心を抱く可らず。

も吝嗇を戒

五、受くる爲には手を差延せども與ふる事となれば手を閉づる者となる勿れ。六、凡て汝の手によりて穫たる物の中より汝己が罪の爲に贖を拂ふべし。七、汝與ふるに躊躇すべからず、又與ふる際に屹く可らず、そは汝酬の善き拂主の誰なるかを知る可ればなり。八、汝乏しき者を追返す可らず、却つて凡ての物を汝の兄弟と分ち、之を己が物なりといふ可らず、もし汝滅びざる物の分有者ならば況して滅ふる物をも共に有ざらんや。九、汝息子息女より己が手を引く可らず、むしろ彼等の若き時より斷えず神を畏るべきを教ふべし。十、汝苦きを以て一つの神に望を懐く僕婢に命す可らず、そは汝等相互の上に在し給ふ神を畏るゝ事を止むるの恐あればなり。神は人を偏視しつゝ召さんとて來り給はず御靈の備へ給へる者を召さんとて來り給ふ。十一、されど汝僕たる者よ恭儉おそれと畏怖かはりとをもて神の代人の如く己が主人に従へよ。

十二、汝凡ての偽善と主に喜ばれざる凡ての事を憎むべし。十三、汝主の誠命をすつむ申、四ノ二同、一二ノ三二儒善を戒
べからず、汝の受けたるものを保ち「何物いひあらをも増し何物いひあらをも減らす」可らず。十四、會衆の中に於て汝己が罪を認はすべし、又あしき良心をもて祈を始むべからず。生命の途は以上のごとし。

死の途

マタイ、

一五ノ一

九〇マ、一

ノ二九一

三〇詩、四ノ

イザヤ、

一ノ二三

二、

ム、

禁語、

嫉妬、

厚顔、

倨傲、

大言にて充ち滿てり。二、

善き人を迫るもの、

眞理を憎

む者、虚言を愛する者、義の報を知らず、善き者に纏らす、正しき審判を愛せず、夜な

夜な眼を覺して善を求めず邪惡をねらふ者、柔和と忍耐を去ること遠き者、虚しきを愛

する者、報を追ひ求め貧者に無慈悲にして、勞苦を以て虐げられ居る者の爲に勞せざ貪

智、二二

者、創り主を知らざる者、幼兒を殺す者、神の創り給へる物を墮落せしむる者、乏しき

を追出し悲めるを虐ぐる者、富者を賞揚する者、貧者の正しからざる審判者、罪に浸る

者、我子等よ、汝等凡て之等の者の群より逃れ出ん事を。

第六 章

最後の勸
告

マタイ、
二四ノ四

一、教訓の此途より「何人も汝を惑はざらしめざる様」心せよ、彼は神を離れて汝を
教ふればなり。二、若し汝主の完き輒を負ひ得ば汝完かるべし、されど若し負ひ得ずば
爲し得る丈をせよ。三、さて食物に就ては汝爲し得る丈を負擔せよ、されどかたく偶像
に獻げたる物より遠ざかれ、そは死にたる神々の禮拜たるべければなり。

註 (一)力をつくして自給自足せよの意か

第七章

洗禮
マタイ、
二八ノ一

一、洗禮につきてはかく行へ、即ちまづ右の事柄を復誦したる後「父と子と聖靈との聖名によりて」流るゝ水の中に洗禮を施せ。二、されどもし流るゝ水なき時は他の水にて洗禮せよ、又冷たき水にて施し難き折は温きを用ゐよ。三、されど何れもなき折は「父と子と聖靈の聖名」によりて三度頭に水を注げ。四、洗禮の前には施す人にも受くる人にも其他凡てなし得る人にも断食せしめよ。而して汝受くる者に一兩日前より断食せん事を命すべし。

第八章

斷食
マタイ、
六ノ一六

一、汝等の断食を偽善者と等しからしむるな、彼等は二日目(月曜日)五日目(木曜日)毎に断食す、されど汝等は四日目(水曜日)^六日目(金曜日)毎に断食(一)せよ。二、又偽善者の如く祈るな、主の福音にて命じ給ひし如くかく祈れ「天に在ます我等の父よ、願くは御名の崇められん事を、御國の臨らん事を、御意の天に於ける如く地にも亦成らん事を、我等の日用の糧を今日も與へ給へ、我等に負債ある者を我等の恕す如く我等の負債をも恕し給へ、我等を嘗試に會せず惡しき者より救ひ出し給へ、力と榮光とは永久に汝のものなればなり」三、日に三度かくの如く祈るべし。

註

(一)使徒憲法七ノ二三を見れば水曜日と金曜日に断食する理由があげられてゐる。即ち一は主イエスの賣られた日であり、他は彼の葬りの日である。

(二)Doxologyには國を缺く、使徒憲法七ノ二四には國のみありて力を榮を缺く。恐らく此處にあるが原形なるべし。

第九章

聖餐
杯

一、聖餐につきてはかく守れ。二、まづ杯に向ひては「御父よ、我等汝が御子イエスによりて我等に知らしめ給ひし汝の僕ダビデの聖き葡萄蔓^(一)につきて汝に感謝し奉る、御榮^(二)ときわに汝にあれ」。三、割かれたるパンに向ひては「御父よ、我等汝が御子イエスによりて我等に知らしめ給ひし生命と知慧につきて汝に感謝し奉る。御榮^(二)ときわに汝にあれ。四、この割れしパン^(二)が山々に撒き散されしも又集められて一つとなりし如く、汝の教會をして地の極々より御國に集まらしめ給へ、御榮^(二)と御力とはイエス・キリストによりて永久に汝のものなればなり」五、されど主の名によりて洗禮せられし者を外にしては何人にも汝等の聖餐を飲食せしむな。此事に就て主又宣へり「聖き物を犬に與ふな」と。

註

(一)ユダヤ民族の意でなく基督教會を指す、ヨハネ一五章の思想。

(二)割かれしパンとは使徒憲法の方には穀粒^{ヨハネ}であり即ち穀物を山々に撒きちらして麥をさり更にパン^{ヨハネ}なすの意。通例此節を根據として本書がパレスチナにて書かれしと主張する者多し、エダプトには山々なければなり。

第十章

聖餐後の
祈り

一、さて汝等食物にて飽きたる後かく感謝せよ、二、「聖き父よ、我等汝が我等の心の中に寓らしめ給ひし聖き御名と、御子イエスによりて我等に知らしめ給ひし信仰と不死の知識につきて汝に感謝し奉る。御榮ときわに汝にあらん事を。三、全能なる主よ、汝は御名の故に萬物を創り、人々を樂ましめ彼等に感謝せしめんとて飲食を與へ給へり、されど我等をば御子によりて靈の飲食と永遠の光とをもて祝し給へり。五、主よ汝の教會を記えて全ての惡より救ひ出し、汝の愛によりて完からしめ聖きを保ちて四方より豫て備へ給ひし御國に寄集はしめ給へ。力と榮とは^(一)永久に汝のものなればなり。六、恩寵を來らせ此世を過去らしめ給へ。ホザナよダビデの神に。凡て聖き者は來れ、聖からざる者は悔改めよ、マラン・アーサ、アーメン」。されど豫言者等には己が心のまゝに聖餐を守らしむべし。

註 (一)我等の主よ來り給への意にて世の終に主の再臨を祈るものにて聖餐に來り給へるには非ず。

(1)[されど豫言者等には己が意ふほどに感謝を捧げしむべし]との異讀もあり。

第十一章

一、かくして來り汝に全て之等の事を教ふる者は誰にても受容れよ。二、されどもし

使徒

教師自ら邪曲にして右の事を壞すが如き別の教をなさば彼に耳を傾くるな、されどもし彼の教主の義と知を増すに益あらば彼を主として受容れよ。三、使徒豫言者達につきては福音の掟に従ひかく行へ。四、即ち凡そ汝に来る使徒は主として受容れよ。五、されど彼をして一日以上留らしむるな、或は要あらば二日も可ならん、されど若し三日留らば彼は偽豫言者なり。六、又使徒出發し行く折には夜の宿泊に達くまでバンの外何物をも受けしむるな、もし金錢を求めば彼は偽豫言者なり。

豫言者
マタイ、
一二ノ三

七、御靈によりて語る豫言者を試し或は検ぶな「そは凡ての罪宥さることも此罪のみは恕されざるべければなり」八、されど主の行あるに非ずば靈によりて語る者悉く豫言者には非ず。さればその行により眞の豫言者と偽の豫言者とを分ち知るべし。九、又靈によりて食を命ずる豫言者は之を食はざるべし、然らずば彼は偽豫言者なり。十、又凡そ眞理を教ふる豫言者にしても其教を行はずばそは偽豫言者なり。十一、されど試されて眞なること明なる豫言者もし教會にありて世につける如何はしき(一)秘事を行ふとも自らなす所を人に行はん事を教へずば汝等に依りて裁かる可らず、そは彼の審判は神の許にあり、古への豫言者もかくなしたればなり。十二、されど靈によりて「金錢又は其他の物を與へよ」といふ者は誰にてもあれ汝等聽く可らず、されどもし乏しき人の爲に與へ

よと言はゞ誰も彼を裁くべからず。

註 (一) 祕事については諸説一定せず、恐らく自動運動、靜座法其他種々の象徴的行爲を嚴修するの意ならん。
ποιητὴς μυστηρίου καρκίνου ἐπικλήπτας に於て ἐπικλήπτας (第四格) を καρκίνῳ にかけて「世俗の祕事の爲に集合をなす」意に解し世俗の祕事を象徴的行爲と解する方よからん。

第十二章

巡回使徒
巡回使徒
マタイ、
二、一ノ九
詩、一ノ一
八ノ二、六
五ノハネ、四
三、一ヨ

一、凡て「主の名によりて來る者」は受容れらるべし、されど汝其人を試したる後其人となりを知るべし、汝眞と偽との識別を持つべければなり。二、もし來る者旅人ならば能ふ限り彼を扶けよ、されど彼は二日以上汝と共に留る可らず、若し要あらば三日なるべし。三、但し彼汝等の間に長く滞らん事を希ひ且つ手技はかりあらば働きて自らのバンを得しめよ。四、されど手技なくば汝等の思慮に従ひて彼の爲に備へよ、かくて汝等の間にキリストヤンなるが故に怠惰に過すものなからしむべし。五、されど彼もしかくせん事を欲はずばキリストを商賣とするものなり、かゝる者に心せよ。

註 (一) αὐτὸν γέρε τοῦτο σύμβολον καὶ φαντασίαν に右を左に就いて識別する事にて眞偽とは云は意譯なり。

第十三章

滞留を望
豫言者
一、されど凡て汝等の間に長く滞らん事を希ふ眞の豫言者は「その食に適はしきもの」なり。二、同じく眞の教師も劔人の如く自らの食に適はしきものなり。三、故に汝酒槽

マタイ、
一〇ノ一
ルカ、一
〇ノ七
コリント
前、九ノ
一三一
四モテ前
五ノ一七
一八
初穂の報

の産出物の初穂と打場、牛羊の産出物とを携へ共に初穂として豫言者に與ふべし。彼等汝の祭司長なればなり。四、されど豫言者なき時は貧しき者に與へよ。五、汝もしパンを造らば初穂をとりて誠命に従ひて與ふべし。六、又同じく汝酒又は油の甕を開かば初穂を豫言者に與ふべし。七、金錢衣服其他凡て汝の持物につきても汝に最よしと見ゆる様初穂をとりて誠命に従ひて與へよ。

酬

日曜禮拜

マタイ、
五ノ二三
一二四
馬、一ノ
一一四
と主宣ふ。

一、主の聖日には汝の獻物の潔からんため罪を告白したる後共に集りてパンをさき聖餐を守るべし。二、されど凡て其兄弟と争ある者は汝等の犠牲の汚されざらんため彼等和解るまで集會に加はらしむる勿れ。三、主の語り給ふことはかくの如し「凡ての時と所にて我に潔き犠牲を捧げよ、我は大なる王にして我名は異邦人の間に妙なればなり」

第十五章

監督執事　　る人にて信すべく褒むべきものを選べ、彼等も亦汝等のために豫言者と教師の役目をつとむべければなり。二、故に彼等をいやしむ勿れ、彼等は豫言者教師等と共に汝等の崇

むべき人々なればなり。

（一）
三、かくて怒をもてせず福音に見ゆる如く平和を以て汝等互に戒め合ふべし、又隣人
に不正をなしたる者には何人も語る事を許すな、又悔改むるまでは汝より一言をも聽か
しむるな。四、されど汝等の祈と施と凡ての行は我等の主の福音に見ゆる如く行へよ。

第十六章

（一）
一、汝の生命を「見成れ」、「汝の燈火」を消えしめ「汝の腰」に帶せであるな「備へ
居れ」、汝我等の主の「來り給ふ時」を知らさればなり。二、しばく共に集りて汝等の魂に益ある事柄を求め合へ、そは汝終りの時に完く見出されすれば信仰の全ての時は汝を益せざる可ればなり。三、そは終の日に偽豫言者及惡におこし入るゝ者數多く出でん。
而して羊は變りて狼となるべく、愛は變じて憎となるべし。四、そは不法の増すに従ひ人々互に憎み迫め賣し合はん、次に世を惑す者神の子となつて現れ出でゝ兆と不思議とを行ふべし、かくて此世は彼の手に渡され、彼世の初より此方未だなかりし不義を行はん。五、其時創造られし人の族は火の如き試鍊に會ひ「多くの者躓き」かつ失はれん、されど信仰によりて「耐忍ぶ者は實に呪によりてさへも救はるべし」。六、やがて眞理の「兆現れ出づべし」。

マタイ
二四ノ三
二四ノ三
コリント
前、一五
ノ二二
テサロニケ前、一六
ノ四、一四
ノ五、一四
マタイ、
二四ノ三
〇同、二六
ハ六四

此は初め天に擴がり、次には喇叭の音の兆、第三には死にたる者の復活あるべし。七、八、九、十、十一は死にたる者皆復活るにはあらず、「主來り全ての聖徒は彼と共にあるべし」と言はれ、十の如かるべし。八、終に世は「主天の雲に乗りて來り給ふを見」るなるべし。

註 (一)終りの時將に來らんとする意言外に現ばる、即ち本書の古き證なりと言ふ者なり。

(二)再臨を説いて陥落を説かざるが故に必ずしも事件後數代を経たものとは斷じ難し。パウロ書簡、ヨハネ試示錄、イザヤ昇天書等何れも陥落と再臨とを結合せず。かつテサロニケ書の終末論が此處に繰返され居るより見て却つて此書の年代の古さを示すかと言ひ得る。

参考文獻

(本書に關する参考文書は殆んど無数を加へやまぬ程度であるが左に重なるもの唯數種のみを擧げやう)。

- 1887 マテノ文獻 Ante-Nicene Fathers, Index vol. pp. 83-86. Rendel Harris, The Teaching of the Apostles (with facsimile text) Baltimore and London, 1887.
- Ph. Schaff, The Teaching of the Twelve Apostles, New York, 1890.
- R. D. Hitchcock and F. Brown, idem, New York, 1885.
- Lightfoot, Apostolic Fathers, London, 1895.
- C. Taylor, The Teaching of the Twelve Apostles with Illustrations from the Talmud, Cambridge, 1886
- A. Harnack, Die Lehre der Zwölf Apostel, in Texte u. Untersuchungen zur Geschichte der Altchristlichen Literatur ii. 2, Leipzig, 1884; idem, Die Apostellehre u. die Jüdischen Beiden Wege, Leipzig, 1896,
- O. Bardenhewer, Geschichte der Altchristlichen Literatur, 1902 i.
- Funk, Doctrina XII Apostolorum, Tübingen, 1887.